

監 査 報 告 書

平成17年6月23日

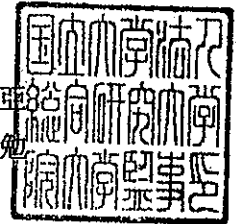
国立大学法人総合研究大学院大学

学 長 小 平 桂 一 殿

国立大学法人総合研究大学院大学

監 事 渡 邊 興 亜

監 事 奥 津 勉



私ども監事は、国立大学法人法第11条の規定に基づき、国立大学法人総合研究大学院大学の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16事業年度の業務及び会計について監査を行いましたので、次のとおり報告します。

1. 監査の方法等の概要

役員会、経営協議会、教育研究評議会その他法人の重要な会議に出席するほか、理事等法人の関係者から業務の報告を聴取し、重要な法人文書の写しの送付を受け、法人の財産の状況及び業務執行の状況を監査しました。

また、法人の関係者及び会計監査人から説明・報告を受け、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 業務関係

国立大学法人総合研究大学院大学の平成16事業年度の業務は、法令及び法人の事業計画等に基づき運営されており、事業に重大な影響を与える不正、誤謬及び違法行為はないものと認めます。

(2) 会計関係

- ① 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- ③ 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人総合研究大学院大学の事業の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 決算報告書については、指摘事項は認められません。

以 上